

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日 (金) 第 2994 号 の 15



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則 (※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第28号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則 (平成 5 年鹿児島県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表中センター長の項を削り、課長の項の次に次の 1 項を加える。

センター長	総務事務センター	センター長補佐。 ただし、厚生監の所管に属する事項を除く。	技術補佐	庶務担当の係長
		厚生監。ただし、厚生監の所管に属する事項に限る。	センター長補佐	技術補佐

第22条第 1 項の表中

出先機関に駐在する職員	当該出先機関の長
-------------	----------

を

出先機関に駐在する職員	当該出先機関の長
楠隼中学校	楠隼高等学校長

に改める。

別表第 1 の 1 の項第37号中「人事課」を「市町村課」に改め、同表 3 の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 2 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 3 号とし、第 9 号から第24号までを削り、第25号を第 4 号とし、第26号から第31号までを削り、第32号を第 5 号とし、第33号を削り、第34号を第 6 号とし、第35号から第43号までを28号ずつ繰り上げ、第44号から第47号までを削り、第48号を第16号とし、同項第49号中「133②③④」を「133③④」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第50号を第18号とし、第51号から第55号までを32号ずつ繰り上げ、同表 4 の項中第26号を第27号とし、第22号から第25号までを 1 号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の 1 号を加える。

(22) 公益法人からの届出に係る書類の写し及び財産目録等の写しの公益認定等審議会への送付 (法53②)					○									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[45①])

別表第5の1の項第1号中「次号に掲げる」を「庶務事務システムにより処理する」に改め、同項第2号中「もの」の次に「のうち、これに係る業務を委託しないもの」を加え、同項第5号中「次号に掲げる」を「庶務事務システムにより処理する」に改め、同項第6号中「もの」の次に「のうち、これに係る業務を委託しないもの」を加える。

別表第6 総務事務センターの表2の項第2号中「もの」の次に「のうち、これに係る業務を委託しないもの」を加える。

別表第6 人事課の表7の項中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第21号中「及び交付」を「等」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第20号を第22号とし、第12号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 定年前に退職する意思を有する職員の募集の決定等（退手条例8の3①②）		○																	
(13) 募集期間の延長等、募集期間の満了の周知、応募者の認定等、退職すべき期日の決定等及び募集実施要項等の公表（退手条例8の3⑤⑥⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑰）				○															

別表第6 生活・文化課（消費者行政推進室を含む。）の表1の項第3号中

○																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

○				○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、情報の収集に限る。													
---	--	--	--	---	---------------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別表第6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表6の項事務の種類欄中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

別表第6 地域政策課の表3の項第1号中「3④⑨」を「3④⑧」に改め、同項第2号中「及び総務大臣への提出」を削り、「3⑥⑦⑨」を「3⑥⑧」に改め、同表10の項事務の種類欄中「この項中鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン（平成21年12月22日制定）を「ガイドライン」という。」を削る。

別表第6 離島振興課の表1の項事務の種類欄中「に基づく離島振興計画に関する事務」を「の施行に関する事務」に改め、同項第1号中「変更」を「変更を」に、「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に、「その」を「並びにその」に、「4①⑤⑨」を「4①⑤⑧⑫」に改め、同項第3号中「離島振興計画」の次に「及び離島活性化交付金等事業計画」を加え、同号を同項第5号とし、同項第2号中「の決定」を「及び離島活性化交付金等事業計画」に、「各部間」を「各部局間」に、「

○	
---	--

」を「

	○
--	---

」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

					興局長 支庁 長	局長及び 支庁長は、 汚水を排 出する工 場等（屋 久島町、 徳之島町、 天城町、 伊仙町、 和泊町、 知名町及 び与論町 の区域内 のものを 除く。） に係るも のに限る。
--	--	--	--	--	----------------	---

に改める。

別表第6保健医療福祉課の表4の項第2号中「, 30の4⑩」を削り、「55④」を「55⑦」に

改め、同項第7号中

○					
---	--	--	--	--	--

を

				○	地域振 興局長 支庁 長
--	--	--	--	---	-----------------------

に改め、同項第36号中「(変更を含む。)の決定」を

「の決定(変更を含む。)」に、「30の4①⑫」を「30の4①⑬」に改め、同項第37号中「30の4⑩」を「30の4⑪」に改め、同項第38号中「30の4⑪」を「30の4⑫」に改め、同表7の

項第2号中

○					
---	--	--	--	--	--

を

				○	地域振 興局長 支庁 長
--	--	--	--	---	-----------------------

に改

め、同表17の項第3号中「1①, 省令附則⑥」を「1の3①」に改め、同項第4号中「3④」を「3⑤」に改め、同表18の項第5号中「, 規則15」を削り、同項第6号中「16①②③」を「14①②③」に改め、同項第7号中「16④」を「14④」に改め、同表19の項事務の種類欄中「条例」の次に「, 保健師助産師看護師法施行細則(昭和63年鹿児島県規則第64号)を「規則」を加え、同項第11号中「書換交付」を「書換え交付」に、「省令14①, 15①」を「規則5①, 6①」に改め、同表22の項第1号中「(変更を含む。)の決定」を「の決定(変更を含む。)」に、「9①⑤」を「9①⑥」に改め、同項第2号中「決定」を「決定(変更を含む。)」に、「9④」を「9⑤」に改める。

別表第6社会福祉課の表3の項第2号中「23②」を「4②」に改め、同項第3号中「23③, 政令9」を「4③, 政令3」に改め、同項第4号中「24①」を「7①」に改め、同項第5号中「24④, 26②〔23の2②〕」を「7④, 9②〔5②〕」に改め、同項第6号中「24⑤, 政令11」を「7⑤, 政令5」に改め、同項第7号中「25」を「8」に改め、同項第8号中「26①」を「9①」に改め、同項第9号中「26②〔23の2③〕」を「9②〔5③〕」に改め、同項第10号中「29」を「12」に改め、同項第11号中「30①, 政令23①」を「13①, 政令17①」に改め、同項第12号

○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、指定自立支援医療機関の所在地が鹿児島市の場合に限る。
---	--	--	--	---	---------------	--------------------------------

に改め、同項第29号中「係る」の次に「体制

等に関する」を加え、同号を同項第30号とし、同項中第28号を第29号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第23号の次に次の1号を加える。

(24) 障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者等の報告又は帳簿書類等の提出等の要求及び立入検査等の実施（法81①）									○	地域振興局長 支庁長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第6生活衛生課の表7の項第12号中「3①②④」を「3②④」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「犬の」を「犬等の」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 狂犬病予防員の任命（法3①）					○						
--------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6生活衛生課の表8の項第1号中「及び」の次に「それに係る意見の聴取並びに」を加え、同項第2号中「動物取扱業の登録、」を「第一種動物取扱業の登録並びに」に改め、同項第3号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第4号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項第5号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、 「16」を「16①」に改め、同項第6号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項中第26号を第32号とし、第22号から第25号までを6号ずつ繰り下げ、同項第21号中「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第20号を第26号とし、第19号を第25号とし、同項第18号中「ねこ」を「猫」に改め、同号を同項第24号とし、同項第17号を同項第23号とし、同項第16号中「ねこ」を「猫」に、「35④」を「35⑥」に改め、同号を同項第22号とし、同項第15号中「ねこ」を「猫」に、「35①②③」を「35①②③④⑤」に改め、同号を同項第21号とし、同項第14号中「立入検査」の次に「の実施」を加え、同号を同項第20号とし、同項中第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、第11号を第17号とし、同項第10号中「保全」を「保全等」に改め、同号を同項第16号とし、同項第9号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「立入検査」の次に「の実施」を加え、同号を同項第11号とし、同号の次に次の4号を加える。

(12) 第二種動物取扱業の届出（変更の届出を含む。）の処理（法24の2、24の3、省令10の6③）					○				○	保健所長	課長は、飼養施設の所在地が鹿児島市の場合に限る。
(13) 第二種動物取扱業の廃止等の届出の処理（法24の4〔16					○				○	保健所長	課長は、飼養施設の所在地

」 理に限る。」

第 3 号中「33②」を「33①」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「事業協同組合」の次に「等」を加え、「(法 9 の 6 の 2)」を「(変更等の認可を含む。)(法 9 の 6 の 2 ④, 9 の 9 ⑤)」に改め、同号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 事業協同組合等の火災共済事業の認可 (火災共済規程の変更等の認可を含む。) (法 9 の 7 の 2 ⑤, 9 の 9 ⑤, 政令 33①)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 商工政策課の表 7 の項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可等 (法 9 の 2 の 3, 9 の 9 ⑤, 政令 33①)					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 商工政策課の表 7 の項に次の 1 号を加える。

(2) 共済事業に係る監督上の処分 (法 106 の 2 ①②④⑤, 政令 33①)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 産業立地課の表中 5 の項を削り、6 の項を 5 の項とし、7 の項から 15 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 6 水産振興課の表 8 の項第 1 号中「(法 5, 法 6)」を「及びその旨の通知 (法 5, 6)」に改め、同項第 2 号中「業務規程の届出」の次に「(変更の届出を含む。)」を加え、「7, 法 9, 法 11」を「7 ①, 9 ①, 11 ①」に改め、同項第 6 号中「(法 19)」を「及びその旨の通知 (法 19 [6 ②])」に改め、同項第 10 号中「24」を「24 ①」に改め、同表 26 の項事務の種類欄中「漁業経営再建資金」を「漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金 (以下この項中「漁業経営維持安定資金等」という。)」に改め、同項第 1 号中「漁業経営再建資金」を「漁業経営維持安定資金等」に、「(変更を含む。)」の認定を「の認定 (変更の認定を含む。)」に改め、同項第 2 号中「漁業経営再建資金」を「漁業経営維持安定資金等に係る」に改め、同号ア中「漁業経営再建資金利子補給契約」を「利子補給契約」に改め、同号イ中「変更」の次に「の承認」を加え、同号に次のように加える。

ウ 再建計画の実施状況報告の処理					○														
------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 水産振興課の表 33 の項第 1 号事務の種類欄を次のように改める。

(1) 改善計画の認定 (変更の認定を含む。) 及びその取消し (法 4 ①, 政令 3 ①③)

別表第 6 水産振興課の表 33 の項第 2 号を削り、同項第 3 号ア中「(変更を含む。) の認定」を「の認定 (変更の認定を含む。)」に改め、同号ウ中「及び取消しを含む。) 及び」を「の認定を含む。) 及び取消し並びに」に改め、同号を同項第 2 号とする。

別表第 6 国際交流課の表 旅券法 (昭和 26 年法律第 267 号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務の項第 3 号中「8 ①③」の次に「, 9 ③, 12 ③」を加え、同項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 一般旅券の渡航先追加申請の処理 (法										○	地域振興局長								
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

号を同項第18号とし、同項第20号を削り、同項第21号中「所有者等を確認することができない場合における遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同号を同項第19号とし、同項第22号中「所有者等を確認することができない場合における遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同号を同項第20号とし、同項第23号中「所有者等を確認することができない場合における遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第24号を第22号とし、第25号から第29号までを2号ずつ繰り上げ、同表14の項第4号中「農地保有合理化事業規程」を「農地中間管理機構の事業の特例に係る事業規程」に、「7①④、8」を「8①④、9」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号中「農地保有合理化事業規程」を「農地中間管理機構の事業の特例に係る事業規程」に、「11」を「10」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号を削り、同表中15の項を16の項とし、14の項の次に次の1項を加える。

15 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の策定（変更を含む。）及び公表（法3①④⑤）				○								
	(2) 農地中間管理機構の指定及びその公告（法4①、5①）				○								
	(3) 農地中間管理機構の名称等の変更の届出の処理及び公告（法5②③）				○								
	(4) 農地中間管理機構の役員を選任及び解任の認可等（法7）				○								
	(5) 農地中間管理事業規程の認可（変更の認可を含む。）及び変更命令（法8①⑤）					○							
	(6) 農地中間管理機構に対する監督命令（法13）				○								

(7) 農地中間 管理機構の 事業の休廃 止の認可及 びその公告 (法14①③)				○																
(8) 農地中間 管理機構の 指定の取消 し及びその 公告 (法15)				○																
(9) 農用地利 用配分計画 の認可 (法 18①)					○															
(10) 農用地利 用配分計画 の申請の公 告, 縦覧及 び意見書の 処理 (法18 ③)					○															
(11) 農用地利 用配分計画 の認可の通 知及び公告 (法18⑤)					○															
(12) 農地中間 管理権の設 定又は移転 に係る契約 等の解除の 承認 (法20 ①)					○															
(13) 農用地利 用配分計画 に係る賃貸 借等の解除 の承認 (法 21②)					○															
(14) 農地中間 管理機構の 業務の委託 の承認 (法 22②)					○															
(15) 農地中間 管理機構等 に対する報 告の徴収及 び立入検査					○															

	の 実 施（法 30①②）																		
	(16) 農地中間 管理機構の 指定等に係 る農林水産 大臣への通 知（法31①）					○													

別表第 6 食の安全推進課の表 1 の項事務の種類欄中「の施行」を「（昭和25年法律第175号）の施行」に改め、同項第 4 号中「結果の」の次に「消費者庁長官及び」を加え、

「

○																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

○				○	地域振 興局長 支庁 長	地域振興 局長及び 支庁長は、 報告の徴 収及び立 入検査の 実施に限 る。													
---	--	--	--	---	-----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表 8 の項第 2 号中

「

○																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

○				○	地域振 興局長 支庁 長	地域振興 局長及び 支庁長は、 報告の徴 収及び立 入検査の 実施に限 る。													
---	--	--	--	---	-----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別表第 6 農産園芸課の表 4 の項第 3 号中「任命及び」を削り、

「

○																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「

○			○		北薩地 域振興														
---	--	--	---	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

から第33号までを3号ずつ繰り下げ、同項第24号中「国等」を「国」に、「占用」を「占用に係る国から」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第23号を第26号とし、第17号から第22号までを3号ずつ繰り下げ、第16号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 維持修繕協定の締結（法22の2）					○						
-----------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6道路維持課の表1の項中第15号を第17号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定市以外の市町村の区域内に存する国道又は県道の歩道の新設等の代行についての当該市町村長からの協議についての決定（法17④）								○	地域振興局長 支庁長	
(11) 県道を構成する施設等の改築又は修繕に関する工事の施行の国土交通大臣への要請（法17⑥）				○						

別表第6河川課の表1の項第17号中「（法23）」を「並びに流水の占用の登録（法23, 23の2）」に改め、同項第18号中「許可」を「許可並びに流水の占用の登録」に、「23」を「23, 23の2」に改め、同項第19号中「許可」を「許可等」に、「23」を「23, 23の2」に改め、同項第29号から第31号までの規定中「許可」を「許可等」に改め、同項第32号中「許可」を「許可等」に、「第22号」を「第21号」に改め、同項第93号を同項第97号とし、同項第92号中「第24条」を「第23条」に改め、同号を同項第96号とし、同項中第91号を第95号とし、第87号から第90号までを4号ずつ繰り下げ、同項第86号中「関係地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「決定」を「決定及び河川の使用等に関する協議についての決定」に改め、同号を同項第90号とし、同項第85号を同項第89号とし、同項第84号中「第48号及び第53号」を「第49号, 第54号, 第60号及び第63号」に改め、同号を同項第88号とし、同項中第83号を第87号とし、第79号から第82号までを4号ずつ繰り下げ、同項第78号中「許可」を「許可等」に改め、同号を同項第82号とし、同項第77号中「許可」を「許可等」に改め、同号を同項第81号とし、同項第76号を同項第80号とし、同項第75号中「及び第24号」を「, 第24号及び第26号」に改め、同号を同項第79号とし、同項中第74号を第78号とし、第64号から第73号までを4号ずつ繰り下げ、第63号を第64号とし、同号の次に次の3号を加える。

(65) 河川協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示（法58の8）					○					
(66) 河川協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに河川協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示（法58の10）					○					
(67) 土地の占用等に係る河川協力団体との協議（法58の12）					○					

別表第6河川課の表1の項中第62号を第63号とし、第52号から第61号までを1号ずつ繰り下げ、同項第51号中「第48号」を「第49号」に、「55②」を「55②〔33③〕」に改め、同号を同項第52号とし、同項中第50号を第51号とし、第40号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同項

第39号中「許可」を「許可等」に改め、同号を同項第40号とし、同項中第38号を第39号とし、第37号を第38号とし、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 土地の占用等に関する水防管理団体等からの協議についての決定（法37の2）					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6河川課の表4の項第2号中「7」を「7①④⑤⑥」に改め、同項中第19号を第21号とし、第7号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「発令及び関係機関への」を削り、「13②」の次に「13の2」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同項第3号中「11①」の次に「13の2」を加え、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 水防計画への記載に係る河川管理者への協議等（法7③、33④）					○														
(4) 洪水予報通知に係る河川の指定等（法11）					○														

別表第6砂防課の表1の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 砂防管理員の任命（法31）					○														
--------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6砂防課の表2の項第17号中「変更」を「変更に係るもの」に、「及び協議（法24①③）」を「（法24①）」に改める。

別表第6建築課の表8の項第1号中「特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての」を「特定既存耐震不適格建築物に係る」に、「指示（法7）」を「指示等（法15）」に改め、同項第9号中「12」を「21」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「12」を「21」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「11」を「20」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「11」を「20」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「10」を「19」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「10」を「19」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「8①③④⑤⑧、9」を「17①③④⑤⑩、18」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「8①③④⑤⑧、9」を「17①③④⑤⑩、18」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言（法16②）										○	地域振興局長 支庁長								
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6建築課の表8の項に次の15号を加える。

(11) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（次号に掲げるものを除く。）（法22①②）					○														
(12) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（木造の建築物に係るものに限る。）（法22①②）										○	地域振興局長 支庁長								
(13) 基準適合認定建築					○														

規模建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等（法附則 3 ③〔12〕）										興局長 支庁長
(25) 要緊急安全確認大規模建築物に係る報告、検査等（法附則 3 ③〔13①〕）				○					○	地域振興局長 支庁長

別表第 6 建築課住宅政策室の表 2 の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「23③」を「28③」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 16 号中「37④」を「37⑤」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項中第 17 号を第 16 号とし、第 18 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰

り上げ、同項第 22 号中「48①④」を「49①④」に、

地域振興局長 支庁長	
---------------	--

を

地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、報告の徴収及び実地検査の実施に限る。
---------------	---------------------------------

に改め、同号を同項第 21 号とし、同項中第 23 号を第 22 号とし、第 24

号から第 33 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表 8 の項第 5 号中「公募（省令 9）」を「募集（省令 27，条例 4，5）」に、「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同

項第 6 号中「選定（省令 10）」を「選定等（省令 28，29，条例 7 ②，8，9，10）」に、

「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同項第 7 号及び第 8 号を

削り、同項第 9 号中「延長，」を「延長又は」に改め、「，入居可能日の通知」を削り、「取

消し」を「取消し等」に、「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改

め、同号を同項第 7 号とし、同項第 10 号中「承認（条例 12 ①）」を「承認等（条例 12）」に、

「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同号を同項第 8 号とし、

同項第 11 号中「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同号を同項

第 9 号とし、同項第 12 号中「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改

め、同号を同項第 10 号とし、同項第 13 号中「

○		
---	--	--

」を「

--	--

」に改め、同号を同

項第 11 号とし、同項第 14 号中「の決定及び」を「又は」に、「決定（条例 16）」を「決定等（条

